

各 位

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する
不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成 29 年政令第 234 号）に基づき、下記対象国を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートに対しては、平成 29 年 9 月 2 日から暫定的な不当廉売関税を課しています。今般「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成 29 年政令 323 号）が公布され、下記のとおり不当廉売関税が賦課されることとなりますので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 3907. 61 号に掲げる高重合度ポリエチレンテレフタレート

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

3. 税率

対象国等	税率
中国を原産地とするもの	53.0%
中国を原産地とするものであって下記生産者により生産されたもの	下記税率
グアンドン・アイヴィエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンイン・シンユー・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.)	39.8%
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.)	39.8%
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	51.0%
チャイナ・リソーシーズ・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	51.4%
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	39.8%

4. 期間

平成 29 年 12 月 28 日から平成 34 年 12 月 27 日まで

5. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
中国を原産地とするもの	S007001
中国を原産地とするものであって下記生産者により生産されたもの	-
グァンドン・アイヴイエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド (GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.)	S007002
ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.)	S007002
ジャンイン・シンユウ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド (JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.)	S007002
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド (JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.)	S007002
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.)	S007003
チャイナ・リソーシース・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.)	S007004
ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.)	S007002

問合せ先

通関総括第 1 部門（手続関係） Tel.03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係） Tel.03-3599-6527